

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第一条の四（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第一条の四（同上）</p> <p>2及び3（同上）</p> <p>4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。</p>